市立病院

市立病院（清水町1丁目5番20号）
☎33-3131

市立病院は二次医療機関として、かかりつけ医からの紹介を中心に専門的な診察や検査、手術や入院、救急治療を行っています。一部の診療科では紹介状や予約が必要となりますので、事前にお問い合わせのうえ、お越しください。

●診療科目

- 内科
- 呼吸器内科
- 循環器内科
- 消化器内科
- 神経内科
- 外科
- 内視鏡外科
- 整形外科
- 脳神経外科
- 形成外科
- 小児科
- 新生児科
- 皮膚科
- 泌尿器科
- 産婦人科
- 眼科
- 耳鼻咽喉科
- リハビリテーション科
- 放射線科
- 病理診断科
- 麻酔科
- 歯科
- 歯科口腔外科

●外来受付（新患の方）
8時～11時、13時～15時
※診療科によって、診療を行わない曜日、時間があるほか、紹介状が必要となる場合などがありますので、事前にお問い合わせください。

●外来休診日
土・日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）

保健センター

ハスカッププラザ（旭町2丁目9番7号）
☎35-0001

市民の皆さんの健康保持・増進をお手伝いする施設です。疾病の予防と早期発見、健康に関する相談の場として、総合健康診断（人間ドック）や各種健康診断などを行っています。

総合健康診断（人間ドック）	短時間で多項目の検査を行い、慢性疾患を含めた疾病の早期発見に努め、予防医学の立場にたった健診です。総合健康診断受診者限定でヘルシー弁当の提供を行っています。
健康診査・各種検診	特定健診や事業所健診、各種がん検診、肝炎ウイルス検査など疾病予防や早期発見を目的に行っています。
健康相談	血圧や体重、体脂肪などの測定と保健師や栄養士が相談に応じます。
各種健康教室	保健師や健康運動指導士、栄養士が運動や食事などの生活習慣の改善や生活習慣病予防のための教室を行います。

犬の登録と狂犬病予防注射

□登録　**環境生活課 ☎32-6333**
生後91日以上の犬を飼っている方は犬の登録を行ってください。また、犬の死亡、飼い主の転居や変更の際も届出が必要です。
●登録料　3,000円（生涯に一度）
※市外で登録していた犬が転入してきた場合の手続きは無料です。

□狂犬病予防注射
1年に一度予防注射を行ってください。
●注　射　3,110円（1年に一度）

霊園と霊葬場

□霊園　**環境生活課 ☎32-6333**
市営墓地は高丘地区に「高丘霊園」と「高丘第二霊園」があり、墓所区画および共同墓の使用申し込みを受け付けしています。

□高丘霊葬場
高丘霊葬場 ☎32-3374
住民課 ☎32-6299
高丘霊葬場で火葬を行う場合には、住民課で火葬許可を申請し使用料（市内在住者13,000円）をお支払いください。夜間・休日も受け付けしています。
●休館日　1月1日、友引日

福　祉

子どものために

家庭児童相談

こども支援課 ☎32-6369
18歳未満の子どもの問題について、児童相談員が相談に応じています。また虐待相談や通報も受け付けています。

巡回児童相談

障がい福祉課 ☎32-6356
18歳未満で発達や養育に不安を感じる子どもと保護者を対象として、室蘭児童相談所専門職員が定期的に、児童の発達検査および養育に関する相談を実施しています。

子ども発達相談

こども相談室あいす
（福祉ふれあいセンター内）
☎34-5823
発達に遅れや心配のある就学前の子どもの相談や、内容により児童発達支援など、療育指導や専門機関の紹介を行います。

子育て相談

- **あけの保育園子育てルーム**
  （明野新町5丁目13番30号）☎57-3576
- **錦岡保育園子育てルーム**
  （宮前町2丁目28番15号）☎68-6655
- **沼ノ端おひさま保育園子育てルーム**
  （沼ノ端中央4丁目12番27号）☎55-0705
- **とまこまい子育て支援センター**
  （本幸町1丁目2番21号）☎33-4751

乳幼児の子育てについて、専門の保育士が相談に応じます。また、プレイルームの開放も行っています。

子ども・子育てナビ

こども育成課 ☎32-6224
子育て中の保護者や妊娠している方などを対象とする、子ども・子育てに関する相談窓口を市役所に設置しています。窓口での相談だけではなく、電話などでの相談も受け付けています。

苫小牧市ファミリーサポートセンター事業（託児）

苫小牧市ファミリーサポートセンター
（教育・福祉センター内）
☎84-7266
仕事と育児の両立や子育てを地域で支援するため、子育ての援助を行いたい方と、援助を受けたい方で会員組織をつくり、相互の信頼関係をもとに地域で安心して子育てができる環境作りをサポートします。援助を行いたい方、受けたい方はお問い合わせください。

子育て短期支援事業

こども支援課 ☎32-6369
保護者の疾病やその他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合などに、市内の里親宅で一定期間、養育・保護を行います。なお、養育・保護の期間は7日以内です。

母子・父子家庭のために

母子世帯向けの住宅の入居

住宅課 ☎32-6316
●母子世帯向けの住宅
配偶者のいない女性で現に20歳未満の子を扶養している方が対象。

母子家庭等自立支援給付金支給事業

こども支援課 ☎32-6369
母子家庭の母および父子家庭の父の雇用の安定や就職の促進を図るため実施しています。受給要件については事前に相談が必要です。お気軽にお問い合わせください。
●自立支援教育訓練給付金
市が指定した職業能力開発のための講座を受講した場合、講座修了後に受講料の一部を支給。
●高等職業訓練促進給付金
経済的自立に有効な資格を取得するために1年以上修業する場合で、就業または育児と修業の両立が困難な場合に、生活費の負担軽減のために支給。
●ひとり親家庭高卒認定試験合格支援事業
最終学歴が中卒の方が高卒程度認定試験講座を受講した場合、講座修了後および合格時に受講料の一部支給。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

こども支援課 ☎32-6369
高等職業訓練促進給付金の支給を受ける方が養成機関に入学する場合や、養成機関修了後に資格を取得し、取得した資格を活かして1年以内に就職する方へ北海道母子寡婦福祉連合会が貸し付けする制度です。
資格を取得した日から1年以内に就職し、北海道内で取得した資格が必要な業務に5年間引き続き従事した場合には、返還が免除されます。詳しくは
社会福祉法人　北海道母子寡婦福祉連合会
☎0800-800-3883

ひとり親家庭学習支援事業

こども支援課 ☎32-6369
ひとり親家庭の中学生を対象に、学習支援ボランティアが、学習支援や進路などの相談を丁寧に指導しサポートしてくれます。定員がありますので、お気軽にお問い合わせください。

ひとり親家庭等日常生活支援事業

こども支援課 ☎32-6369
修学などの自立促進や疾病などの事由により支援の必要性が認められる場合、家庭生活支援員を派遣し、家事および子育ての援助を実施します。

ひとり親家庭などの相談

こども支援課 ☎32-6369
ひとり親家庭などの生活上の問題に、母子・父子自立支援員が応じています。

女性に関する相談

こども支援課 ☎32-6369
女性の諸問題やDV被害の相談に女性相談員が応じています。

母子・父子・寡婦福祉資金

こども支援課 ☎32-6369
母子家庭や父子家庭、寡婦の方の生活安定と向上のため、低利子または無利子で借りることができる北海道の貸付制度です。

資金の種類	内　容	貸付限度額	措置期間	償還期間
事業開始資金	事業を始めるのに必要な資金	285万円	1年	7年以内
事業継続資金	事業継続に必要な運転資金	143万円	6カ月	7年以内
技能習得資金	事業を開始または就職に必要な知識技能を習得する資金	月　額 6万8,000円 一　括 81万6,000円 運転免許 46万円	1年	20年以内
就職支度資金	就職するために必要な被服などの購入資金	10万円 特別枠 33万円	1年	6年以内
住宅資金	住宅の建設、購入、補修、増改築資金	150万円 特別枠 200万円	6カ月	6年以内 (特)7年以内
転宅資金	住宅を移転するため、住宅の貸借に際し必要な資金	26万円	6カ月	3年以内
医療介護資金	医療または介護（1年以内）を受けるために必要な資金	医　療 34万円 特別枠 48万円 介　護 50万円	6カ月	5年以内
生活資金	知識技能習得期間、医療や介護を受けている期間、母子家庭になって7年未満または失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金	月　額 10万3,000円 技能習得期間月額 14万1,000円	6カ月	5～8年以内 20年以内
修学資金	子どもが高校、高専、大学、専修学校に就学するために必要な資金（授業料、書籍代、交通費など）	月　額 2万7,000円～18万3,000円	6カ月	5～20年以内
就学支度資金	子どもが就学、修業するために必要な被服などの購入資金	4万600円～59万円	6カ月	5～20年以内
修業資金	子どもが事業開始または就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金	月　額 6万8,000円 運転免許 46万円	1年	6年以内
結婚資金	子どもの結婚に必要な経費の資金	30万円	6カ月	5年以内

※詳しくは…**胆振総合振興局 社会福祉課 ☎0143-24-9845**

児童入学援助金制度

こども支援課 ☎32-6416
小・中学校に入学する児童がいる父子・母子・障がい者世帯に入学援助金を支給します。この制度には所得や障がいの程度などの制限があります。生活保護世帯や入学する児童が施設または里親に委託されている世帯は受けられません。
●対　象　基準日（4月10日）現在、1年以上本市に住民登録している次のいずれかの世帯
❶父子・母子世帯　❷父または母が心身障がい者の世帯
❸両親がいない世帯　❹入学する児童が心身障がい者の世帯
❺父または母が1年以上拘禁されている世帯
❻父または母に1年以上遺棄されている世帯
●支給額
- 小学校入学児童1人につき 2万円
- 中学校入学児童1人につき 3万円